

知っていますか？

介護保険の知恵袋⑤

2019年度は、介護状態にならないための予防策の一つ、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について解説します。

総合事業には、主に介護事業者がサービスを提供する訪問介護、通所介護と、

今号で解説する地域のボランティアなどが中心となるサービスがあります。

※地域支援事業については、「友の会だより149号」または「友の会ホームページ」よりご覧いただけます。

介護を予防し、元気に過ごすために ～総合事業～



地域の特性に合わせた 介護サービス

総合事業は、全国一律の介護保険サービスとは異なり、住民主体の様々な団体やグループが参画し、多様なサービスの充実を図ることで、地域の支え合い、体制づくりを推進しています。介護予防を踏まえ要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援をめざし、超高齢化社会を乗り切る地域包括ケアシステムとして期待されています。

具体的には、市町村が主体となり、地域の特性に合わせて独自に運営されます。その取り組みは、介護サービスの許認可を受けた介護事業者によるサービスと、地域のボランティアなどによるサービスの2つに大きく分けられます。

要支援認定不要の 介護支援サービス

介護事業者は、総合事業サービスの一環として訪問介護と通所介護を提供しますが、このことは、今後の本コーナーで解説していく予定です。

総合事業には、サービスA～Cの3種類があ

ります。その重要な役割は、地域のボランティアが中心となるサービスAで、ミニデイサービス、掃除や洗濯、外出支援などのサービスを受けることができます。また、近隣の住民が主体となるサービスBでは、ゴミ出しや買い物代行、見守り、安否確認などの支援を受けることができます。療法士などの専門家によるサービスCでは、生活機能の改善・維持を目的とした短期集中予防サービスが受けられます。これらのサービスA～Cのみを利用する場合は、要支援認定※が不要で、チェックリスト方式での認定でサービスを受けることができます。

高齢者同士が互いに助け合う 小さなコミュニティ

総合事業のサービスA～Cの基盤となるのは、地域で開設されている「ふれあいサロン」です。地域のコミュニケーションなどを活用して、元気な高齢者を中心とした地域住民同士の交流をサポートし、総合事業に関わるボランティアの育成と、サービスを受ける人のネットワークの構築につながっています。

また、地域での総合事業の活動で中心的な役割を担うのが、協議体と生活支援コーディネーターです。わかりやすいイメージとして

は、町内会と町内会長です。「ふれあいサロン」は基本的に、地域の中学校の校区ごとに設置され、その地域で必要な総合事業のサービスを構築し、サービスを実施するために必要なボランティアを育成する役割を担っています。

元気な時には、ボランティアとして地域の高齢者を支える側で活躍し、自らが支援を必要とする時は、逆に元気な地域住民のサービスを受ける。各世代を包括的に取り込んで、地域全体で支えられる地域コミュニティを実現することが、今後の安心・安全な暮らしの確保につながります。

※介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。介護保険のサービスを利用するには、要介護（要支援）認定の申請を行い、介護や支援が必要な状態であるかどうかについて、認定を受ける必要があります。

監修
小濱道博さん

介護事業経営コンサルタント。北海学園大学卒業後、札幌市内の会計事務所に17年勤務。2000年に退職後、介護事業コンサルティングを手がける。全国各地の自治体の介護保険課、各協会、介護労働安定センター、社会福祉協議会主催等での講師実績も多い。『介護保険外サービスのススメ』などの著書がある。